

平成 23 年 7 月 19 日

大阪市長 平 松 邦 夫 様  
(担当：市民局)

大阪市公正職務審査委員会  
委員長 播 磨 政 明

公益通報（第 21-01-63、21-90-1・5 号）に関する関係局の対応について

標題について、平成 22 年 3 月 31 日付けで本委員会が実施した勧告に対して貴職が次のような措置をとられたことが確認できたので、本件公益通報についての処理を終了します。

なお、公金返還の状況については、後日、本委員会に報告してください。

## 記

### 確認内容

大阪市長（市民局）は、次のような措置をとった。

- 平成 17 年度から平成 20 年度までの日本赤十字社大阪市地区本部職員の給与・退職金へ還流した大阪市の公金、平成 21 年度までに災害対策積立金会計及び遺族見舞金積立金会計にプールされた大阪市の公金部分並びに平成 17 年度から平成 21 年度までの大阪市地域振興会大会・大阪市赤十字奉仕団大会に対する補助金（アトラクション部分）を精査した結果、次に掲げる総計 19,729,287 円について、不適正な支出又は社会的に許容される限度を超えた支出及びその利息分として、大阪市地域振興会及び大阪市関係職員に対し、平成 23 年 8 月 22 日までに自主的に返還するよう求めた。
  - 平成 17 年度の大阪市と大阪市地域振興会との間の委託契約において大阪市から大阪市地域振興会へ委託料として支出した 7,436,200 円及びその利息分として 3,680,919 円の合計 11,117,119 円  
(なお、この返還金は、今回の勧告を受けての精査の過程で、大阪市地域振興会から大阪市に提出された事業報告と大阪市地域振興会の決算書の内容が相違していたこと等が判明したことから発生したものである。)
  - 平成 17 年度末に大阪市地域振興会の「わがまち会計」から「わがまち基金」（後の災害対策積立金会計）に繰り出された金額のうち 1,946,103 円及びその利息分として 608,157 円の合計 2,554,260 円
  - 平成 17 年度から平成 21 年度までの大阪市地域振興会大会・大阪市赤十字奉仕団大会に対する補助金（アトラクション部分）のうち、平成 17 年度から平成 20 年度までの計 4,979,587 円及びその支出年度ごとに算定した利息分として 1,078,321 円の合計 6,057,908 円
- 大阪市地域振興会と日本赤十字社大阪市地区本部への指導の結果、これら 2 団体の業務及び会計が明確に区分された。
- 大阪市地域振興会への指導の結果、同会の会計については、平成 22 年度から、予算、決算及び事業内容について大阪市地域振興会大会・大阪市赤十字奉仕団大会で報告を行うとともに、ホームページや広報誌に掲載を行うなど、情報公開を通じた会計の透明化に努めた。また、現在は、

外部専門家（公認会計士）による指導・指示に基づいて、会計規則等諸規定の制定に向けた作業を進めているほか、会計事務処理の透明性や適正化を一層向上させるための仕組みづくりについても平成 23 年度中に取り組むこととしている。

- 4 大阪市地域振興会大会・大阪市赤十字奉仕団大会に対する補助金について、平成 22 年度以降は、アトラクション部分の経費を全額団体負担にするとともに、式典部分の補助予算の額についても縮減した。
- 5 平成 23 年度から導入した地域振興交付金制度においては、事業報告時の審査を厳格に行うことはもちろん、交付金の流れを区役所において把握し、その収支が、それぞれの組織の各会員に明らかになっていること等を確認するとともに、交付対象団体においては、交付金に関する書類を少なくとも 5 年間保存することを義務付けた。

(参考) 勧告の内容

- ① 市長は、次表に掲げる事項について、各年度における大阪市の公金部分を精査の上、不当な支出がなされたと判断される場合には、相手先、関係者（これらの事実を認識しながら適切な改善措置を怠った本市職員を含む。）から自主的に返還させることを含め、市民の理解を得られるよう適切な措置を講ずること  
なお、返還させる場合における金額の負担割合は、相手先及び個々の職員の職責、関与の度合い等に応じて、市長において適切に決定すべきである。

調査対象	対象年度	不当と考えられる金額
日赤市地区本部職員の給与・退職金へ還流した大阪市の公金	平成 17 年度から平成 20 年度まで	大阪市の公金と認められる金額のうち、不適正と認められる部分
災害対策積立基金及び遺族見舞積立基金にプールされた大阪市の公金部分	平成 21 年度残高	
市地振・奉仕団大会に対する補助金(アトラクション部分 14,725,412 円)	平成 17 年度から平成 21 年度まで	社会的に許容される金額を超える部分

- ② 市地振と日赤市地区本部の業務及び会計を明確に区別し、会計法規及び正規の簿記の原則に基づく透明な会計処理を行い、適正な決算書を作成し、権限のある機関における承認を得ること及び支払を立証する証拠書類の保存・管理を行う等の指導を行うとともに、適宜、会計監査その他必要な調査、報告を求めるなど、適正な監督権限の行使に努めること
- ③ 地域振興及び日本赤十字社活動に関する補助金、交付金、分担金等の整理・明確化を図り、公益性の審査、事業実績報告、精算報告の審査をより厳格にするなど、適正な公金の支出に努めること